(b)　締約国は、自国において核物質に係る妨害行為又は原子力施設に対する妨害行為が行われた場合において、他の国が放射線の影響を受けるおそれがあると認めるときは、放射線の影響を最小にし、又は緩和するため、放射線の影響を受けるおそれがある国にできる限り速やかに通報し、及び適当な場合には国際原子力機関その他の関係国際機関に通報するため、国際法に基づく他の義務に影響を及ぼすことなく、適当な措置をとる。

(c)　(a)及び(b)の規定に関し、締約国が援助を要請した場合には、その要請を受けた締約国は、速やかに、当該援助を与えることができるか否か並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、直接に又は国際原子力機関を通じて、要請した締約国に通報する。

(d)　(a)から(c)までの規定に基づく協力についての調整は、外交上の経路その他の合意された経路を通じて行う。関係する締約国は、当該協力の実施手段を二国間又は多数国間で決定する。

4　締約国は、適当な場合には、国際輸送中の核物質の防護の方式を立案し、維持し、及び改善することについて指針を得るため、直接に又は国際原子力機関その他の関係国際機関を通じて、相互に協力し、及び協議する。

5　締約国は、適当な場合には、国内において使用され、貯蔵され、又は輸送されている核物質及び原子力施設の防護に係る自国の方式を立案し、維持し、及び改善することについて指針を得るため、直接に又は国際原子力機関その他の関係国際機関を通じて、相互に協議し、及び協力することができる。

8　第六条を次のように改める。

1　締約国は、この条約の規定に基づき他の締約国から、又はこの条約の実施のために行われる活動に参加することにより、秘密のものとして受領する情報の秘密性を保護するため、自国の国内法に適合する範囲内で適当な措置をとる。締約国は、国際機関又はこの条約の非締約国に対し情報を秘密のものとして提供する場合には、当該情報の秘密性が保護されることを確保するための措置をとる。他の締約国から情報を秘密のものとして受領した締約国は、当該他の締約国の同意がある場合にのみ、当該情報を第三者に提供することができる。

2　締約国は、この条約により、国内法上伝達が認められていない情報及び関係国の安全保障又は核物質若しくは原子力施設の防護を害する情報の提供を要求されるものではない。

9　第七条1を次のように改める。

1　締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を処罰すべき犯罪とする。

(a)　法律に基づく権限なしに行う核物質の受領、所持、使用、移転、変更、処分又は散布であつて、人の死亡若しくは重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こしおそれがあるもの

(b)　核物質の窃取及び強取

(c)　核物質の横領及び詐取

(d)　法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動

(e)　原子力施設に対して行われる行為又は原子力施設の運転を妨害する行為であつて、これらの行為を行う者が、放射線への曝露（ばく）若しくは放射性物質の放出の影響により、人の死亡若しくは重大な傷害若しくは財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図をもつて行うもの又はこれらを引き起こすおそれがあると知りながら行うもの。ただし、それらの原子力施設が自国の領域内に所在する締約国の国内法に従つて行われる行為を除く。

(f)　脅迫、暴行その他の威嚇手段を用いて核物質を要求する行為

(g)　(i)　核物質を使用して人の死亡若しくは重大な傷害若しくは財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こすとの脅迫又は(e)に定める犯罪を行うとの脅迫

(ii)　(b)又は(e)に定める犯罪を行うとの脅迫であつて、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自然人若しくは法人、国際機関又は国に対し強要する目的で行うもの

(h)　(a)から(e)までに定める行為の未遂

(i)　(a)から(h)までに定める行為に加担する行為

(j)　(a)から(h)までに定める犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

(k)　共通の目的をもつて行動する人の集団が(a)から(h)までに定める犯罪を実行することに対して寄与する行為。ただし、当該行為が故意に行われ、かつ、次のいずれかに該当する場合に限る。

(i)　当該集団の犯罪活動又は犯罪目的の達成を助長するために行われる場合。もつとも、当該犯罪活動又は犯罪目的が(a)から(g)までに定める犯罪の実行に関係するときに限る。

(ii)　(a)から(g)までに定める犯罪を実行するという当該集団の意図を知りながら行われる場合

10　第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条のA

第七条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。したがつて、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に関係することのみを理由として、同条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

第十一条のB

この条約のいかなる規定も、第七条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を受けた締約国がこれらの請求若しくは要請が人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由としてこれらの請求若しくは要請の対象となる者を訴追し、若しくは処罰するために行われたと信じ、又はこれらの請求若しくは要請に応ずることにより当該者の地位がこれらの理由によつて害されると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行い、又は法律上の相互援助を与える義務を課するものと解してはならない。

11　第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条のA

この条約のいかなる規定も、核物質及び原子力施設の防護を強化するために行われる平和的目的のための原子力技術の移転に影響を及ぼすものではない。

12　第十四条3を次のように改める。

3　この条約のいかなる規定も、国内において使用され、貯蔵され、若しくは輸送されている核物質に関して犯罪が行われた場合において容疑者及び核物質が当該犯罪の行われた締約国の領域内に引き続き所在するとき、又は原子力施設に関して犯罪が行われた場合において容疑者が当該犯罪の行われた締約国の領域内に引き続き所在するときは、それらの締約国に対しそれらの犯罪の刑事訴訟手続に関する情報の提供を要求するものと解してはならない。

13　第十六条を次のように改める。

1　寄託者は、二千五年七月八日に採択された改正の効力発生の五年後に、この条約の実施状況並びにその時の状況に照らしてこの条約の前文、本文及び附属書の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集する。

2　その後は、締約国の過半数による寄託者に対する提案に基づき、五年以上の間隔を置いて1に規定する会議と同様の目的を有する会議を更に招集することができる。

14　附属書Ⅱの注bを次のように改める。

注b　原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合に当該核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ（一〇〇ラド）以下であるもの

15　附属書Ⅱの注eを次のように改める。

注e　他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合に当該燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ（一〇〇ラド）を超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
法務大臣　岩城　光英
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一